

令和8年度

建設工事競争入札に
参加する者に必要な資格

綾 部 市

綾部市 令和8年度 建設工事競争入札に参加する者に必要な資格について

1 競争入札に参加することができない者

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する審査事項を受けていない者

2 競争入札参加者の資格

契約の種類及び金額に応じ、市内業者にあつてはA1（土木一式工事のみ）、A、B、C及びD等級にそれぞれ区分して格付けし、それぞれの等級の格付けは、次に定める資格審査の項目について審査し決定する。この場合において、審査した結果不適格な者については格付けしない。

3 資格審査

資格審査の項目は、次のとおり。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する審査事項
- (2) 工事成績（市の発注した工事の成績）
- (3) 不誠実な行為による指名停止の有無
- (4) 雪寒事業協力・水道修繕等業務受託の有無
- (5) 綾部市との災害協定締結の有無
- (6) 建設業労働災害防止協会加盟の有無
- (7) 地域貢献活動・雇用促進の有無